

令和5年4月1日

「鹿児島市確認申請の手引き」改訂表

項目	新		旧	
	ページ		ページ	
表紙	—	令和5年版	—	令和4年版
はじめに	—	令和5年4月	—	令和4年2月
利用上の注意	—	令和5年4月1日	—	令和4年2月20日
	—	令和5年4月1日 一部改訂	—	—
確認申請関連 必要な書類・部数 確認申請書類 [建築物]	5	鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録（※ P11）	5	鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録
図面記入例	6	日本産業規格	6	日本工業規格
協議先一覧	7	令和5年4月	7	令和4年2月
協議先一覧 表3	9	鹿児島工務所	9	鹿児島鉄道事業部
14 関係機関	10	九州旅客鉄道株式会社 熊本新幹線工務所 [096-354-7800]	10	鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局 維持管理課 [092-283-9612]
■ 確認申請書類	11	鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録（※） ※ 鹿児島市建築士データベースへ登録を希望される方は、『建築士免許証』、『建築士定期講習修了証』（建築士法第22条の2の規定に基づく講習）の原本を建築指導課窓口で提示してください。登録された方については、確認申請時において、建築士免許証、建築士定期講習修了証の写しの提出は不要となります。（建築士定期講習修了証については次回の定期講習の受講まで不要）	11	鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録 —
確認申請前に必要な手続きで問	17	和田平タウン地区	17	—

い合わせの多いもの (2) 地区計画				
1 建築物の敷地と道路との関係の許可(1)許可の審査基準 (一覧表)	22	43 条第 2 項第 1 号の認定の対象となります。(⇒P 37~39)	22	43 条第 2 項第 2 号の認定の対象となります。(⇒P 35~35-2)
2 建築審査会の同意を要する建築許可	25	※法第 85 条第 6 項及び第 7 項 法第 56 条の 2 は 160,000 円	24	※法第 85 条第 5 項及び第 6 項 法第 56 条の 2 は 16,000 円
3 廃棄物処理施設等の敷地の位置の許可	26	<p>鹿児島市 廃棄物指導課</p> <p>鹿児島市 建築指導課</p> <p>廃棄物処理法に係る 事前協議</p> <p>51 条ただし書 許可に係る事前協議</p> <p>設置許可申請</p> <p>原則として、市廃棄物指導課との事前協議が終了してからの申請となります。</p> <p>許可申請受付</p> <p>一般廃棄物処理施設</p> <p>産業廃棄物処理施設</p> <p>約 2 ヶ月</p> <p>市 都市計画 審議会</p> <p>約 2 ヶ月</p> <p>県 都市計画 審議会</p> <p>約 2 週間</p> <p>約 2 週間</p> <p>廃棄物処理法による 許可</p> <p>51 条ただし書 許可</p>	26	<p>鹿児島市 廃棄物指導課</p> <p>鹿児島市 建築指導課</p> <p>廃棄物処理法に係る 事前協議</p> <p>51 条ただし書 許可に係る事前協議</p> <p>設置許可申請</p> <p>原則として、市廃棄物指導課との事前協議が終了してからの申請となります。</p> <p>許可申請受付</p> <p>一般廃棄物処理施設</p> <p>産業廃棄物処理施設</p> <p>約 2 ヶ月</p> <p>市 都市計画 審議会</p> <p>約 2 ヶ月</p> <p>市 都市計画 審議会</p> <p>産業廃棄物処理施設で新たに敷地の位置について許可を受けるもの等</p> <p>約 1 ヶ月</p> <p>県 都市計画 審議会</p> <p>約 2 週間</p> <p>産業廃棄物処理施設で過去に敷地の位置について許可を受け、敷地の変更がないもの等</p> <p>廃棄物処理法による 許可</p> <p>51 条ただし書 許可</p>
4 仮設建築物の許可	27~ 28	法第 85 条第 6 項及び第 7 項 法第 85 条第 6 項 法第 85 条第 7 項	27~ 28	法第 85 条第 5 項及び第 6 項 法第 85 条第 5 項 法第 85 条第 6 項
2 長期優良住宅認定 (1) 手続きのフロー	41	確認書又は住宅性能評価書の写し	41	確認書又は住宅性能評価書
2 長期優良住宅認定	42	その他の場合	42	既存住宅の増築又は改築の場合

(2) 申請手数料		確認書又は住宅性能評価書あり 確認書・住宅性能評価書どちらもなし		確認書あり 確認書なし																																																
2 長期優良住宅認定 (3) 認定申請に必要な書類	43	確認書（写し） ⑦設計内容説明書（③の添付がある場合は不要） ⑧図面一式（付近見取図、配置図、各階平面図、求積図、2面以上の立面図、断面図又は矩計図）	43	確認書（原本） ⑦設計内容説明書 ⑧図面一式																																																
2 長期優良住宅認定 (4) その他必要な手続き	43	⑥認定を受けた住宅の譲受人を決定した場合 ⇒ 変更認定申請（申請料が必要）	43	—																																																
3 低炭素建築物認定 (3) 申請手数料	44～ 45	建築物の住宅部分【表1】又は【表2】、共用部分（階段等）【表3】、非住宅部分（店舗等）【表4】 表1～4  【表1 建築物の住宅部分（標準計算による評価の場合）】  【表2 建築物の住宅部分（誘導仕様基準による評価の場合）】 <table border="1" data-bbox="647 794 1323 1042"> <thead> <tr> <th>住宅部分の床面積 (戸建て住宅)</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> <th>住宅部分の床面積 (共同住宅)</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200㎡未満</td> <td>6,000円</td> <td>18,000円</td> <td>300㎡未満</td> <td>10,000円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">200㎡以上</td> <td rowspan="3">6,000円</td> <td rowspan="3">19,000円</td> <td>300～ 2,000㎡未満</td> <td>20,000円</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000～ 5,000㎡未満</td> <td>44,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡ 以上のもの</td> <td>78,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table> 【表3 建築物の共用部分】  【表4 建築物の非住宅部分】 <table border="1" data-bbox="633 1114 1310 1166"> <thead> <tr> <th>非住宅部分の床面積</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> <th>非住宅部分の床面積</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	住宅部分の床面積 (戸建て住宅)	適合証あり	適合証なし	住宅部分の床面積 (共同住宅)	適合証あり	適合証なし	200㎡未満	6,000円	18,000円	300㎡未満	10,000円	33,000円	200㎡以上	6,000円	19,000円	300～ 2,000㎡未満	20,000円	56,000円	2,000～ 5,000㎡未満	44,000円	100,000円	5,000㎡ 以上のもの	78,000円	150,000円	非住宅部分の床面積	適合証あり	適合証なし	非住宅部分の床面積	適合証あり	適合証なし							44～ 45	建築物の住宅部分【表1】、共用部分（階段等）【表2】、非住宅部分（店舗等）【表3】 表1～3  【表1 建築物の住宅部分】  【表2 建築物の共用部分】  【表3 建築物の非住宅部分】 <table border="1" data-bbox="1458 1126 2134 1153"> <thead> <tr> <th>共用部分の床面積</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> <th>共用部分の床面積</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共用部分の床面積	適合証あり	適合証なし	共用部分の床面積	適合証あり	適合証なし						
住宅部分の床面積 (戸建て住宅)	適合証あり	適合証なし	住宅部分の床面積 (共同住宅)	適合証あり	適合証なし																																															
200㎡未満	6,000円	18,000円	300㎡未満	10,000円	33,000円																																															
200㎡以上	6,000円	19,000円	300～ 2,000㎡未満	20,000円	56,000円																																															
			2,000～ 5,000㎡未満	44,000円	100,000円																																															
			5,000㎡ 以上のもの	78,000円	150,000円																																															
非住宅部分の床面積	適合証あり	適合証なし	非住宅部分の床面積	適合証あり	適合証なし																																															
共用部分の床面積	適合証あり	適合証なし	共用部分の床面積	適合証あり	適合証なし																																															
3 低炭素建築物認定 (5) その他必要な手続き	45-1	⑤認定を受けた建築物を譲受人に譲り渡した場合⇒「名義変更届出書」を提出	45-1	—																																																
5 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定	48	誘導仕様基準（性能向上計画認定）又は仕様基準（表示認定）による評価※注1	48	仕様基準等（認定表示制度に限る）																																																

<p>(4) 申請手数料</p>		<p>標準計算による評価※注2  モデル建物法※注3  標準入力法等※注4  注1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下、「省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準、同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準又は同号ただし書の評価方法によるものをいいます。</p>		<p>性能基準  モデル建物法  標準入力法等  注1) 仕様基準等とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下、「省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に掲げる基準、同号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準をいいます。</p>
<p>一の建築物(一棟性)について</p>	<p>62-1</p>	<p>ただし、次の取扱基準に該当する場合は、【一の建築物とする要件】にかかわらず、渡り廊下に接続する建築物をそれぞれ別棟として取り扱うものとする。</p> <p><b>【取扱基準】</b>  以下の全てに該当するものを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渡り廊下は通行又は運搬の用途のみに供するものであること。</li> <li>2. 渡り廊下は、有効幅員を3m以下とし、かつ、長さが3m以上であるもの(渡り廊下に接続する建築物の外壁相互の間隔が3m以上であるもの)。</li> <li>3. 渡り廊下は、自立した構造とし(渡り廊下の接続物はEXP.J等により応力を伝えない構造とすること)、主要構造部を不燃材料で造ること。</li> <li>4. 渡り廊下の階数は一とすること。</li> <li>5. 渡り廊下の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造ること。</li> <li>6. 渡り廊下に接続する建築物の開口部には、特定防火設</li> </ol>	<p>—</p>	<p>—</p>

	<p>備で令第 112 条第 19 項第二号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>7. 渡り廊下に接続する建築物が令第 126 条の 4 の適用を受ける場合は、渡り廊下部分に同規定に基づく非常用照明を設置すること。</p> <p>8. 渡り廊下に接続する建築物に対する「延焼おそれのある部分」の取扱いは、渡り廊下がないものとみなし、同建築物相互の外壁間の中心線から、1 階にあつては 3m 以下、2 階にあつては 5m 以下の距離にある建築物の部分とする。</p> <p>9. 既存建築物に渡り廊下を増築する場合は、既存建築物が法第 3 条第 2 項に規定する既存不適格建築物又は現行法に適合する建築物であること。(違反建築物である場合は、この取り扱いの対象としない。)</p>	
--	---	--

※上記のほか、取扱いを準用する文献の改訂に伴う改訂を行っています。